

社団法人一関青年会議所運営規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人一関青年会議所定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条

1. 理事長は本会議所を代表し、所務を総理し、総会及び理事会を招集してその議長となる。また定款第13条に基づき総会を招集しその議長となる。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は理事長を補佐し、次の事項を分担掌理する。
 - (1) 総会・理事会に関する事項
 - (2) 各委員会間の連絡調整、監督に関する事項
 - (3) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
 - (4) 用度及び備品の管理に関する事項
 - (5) 事務局の統轄及びその人事等に関する事項
 - (6) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
 - (7) 他に属さない所務に関する事項
4. 会計担当理事は専務理事を補佐し、次の事項を分担掌理する。
 - (1) 会費の徴収及び納入勧告に関する事項
 - (2) 現金・預金の出納に関する事項
 - (3) 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
 - (4) 予算の編成並びに決算書の作成に関する事項
 - (5) その他の事項
5. 事務局担当理事は専務理事を補佐し、次の事項を分担掌理する。
 - (1) 各委員会間の連絡調整
 - (2) 庶務、文書、慶弔等に関する件
 - (3) 事務局の統轄及びその人事に関する件
 - (4) その他
6. 理事は理事長を補佐し、理事会に出席して次の事項を審議処理する。
 - (1) 定款及び諸規程に関する事項
 - (2) 総会及び例会に関する事項
 - (3) 会員の入会金、褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
 - (4) 委員会または特別委員会の編成及び設置改廃に関する事項
 - (5) 新入会員の資格審査に関する事項

- (6) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (7) 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
- (8) その他の事項

7. 直前理事長は、理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、理事会の議決権を有しない。

8. 推進委員は、理事会に出席し意見を述べることでできる。ただし、理事会の議決権を有しない。

9. 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査する。また、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会の議決権を有しない。

10. 日本青年会議所、東北地区協議会及び岩手ブロック協議会の役員（特別理事）並びにその委員は、理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、理事会の議決権を有しない。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条

1. 例会は原則として毎月4日に開催する。ただし、理事会の決議により変更することができる。

2. 正会員は例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

3. 随時、総会、例会、委員会における正会員の出席率を公表しなければならない。

4. 総会、例会、委員会における欠席、遅刻、早退する場合は、必ず予め届け出るものとする。

5. 本会議所の会員が、本会議所の会合と同等に開かれる下記の会合に参加したときは、本会議所の会合に出席したものとする。

(1) 他のJCの例会及び認承証伝達式

(2) 岩手ブロック協議会会員大会、東北地区協議会会員大会、日本青年会議所全国会員大会及びJCI国際会議

(3) 日本青年会議所、東北地区協議会、岩手ブロック協議会各会議、役員会及び委員会

(4) その他理事会が認めた場合

(委員会に関する事項)

第4条

1. 委員会は、理事長のもとに総務系、事業系、政策系及び必要に応じて特別委員会を設け、正会員は全て何れかの委員会に所属するものとし、委員会の編成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して理事会において決定する。

ただし、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、事務局担当理事、会計担当理事、監事は何れの委員会にも所属しない。

2. 委員長は、理事として委員会を代表しその活動を統轄する。副委員長は、委員長の指名により正会員より選び、委員長を補佐し且つ委員会活動の行事、日程、記録等の事務処理を行い事務局に提出する。

3. 各委員会の構成は次の通りとする。

委員長 1名 副委員長 若干名 委員 若干名

(委員会の任務)

第5条 委員会の任務は次の通りとし、毎月1回以上会合をもち、独自の事業計画の立案と実施の推進母体となる。また、他委員会より事業の協力要請のあった場合、すみやかに協力し事業の実施にあたる。

<総務系>

- (1) 定款並びに諸規程の検討
- (2) 例会の企画実施、例会の準備
- (3) 会員の出席に関する事項
- (4) 褒賞、表彰及び慶弔に関する事項
- (5) 入退会の手続きに関する事項
- (6) J C活動の地域社会へのPR
- (7) J Cに関する資料の収集保存
- (8) その他

<事業系>

- (1) 会員の拡大
- (2) 新入会員の指導訓練
- (3) 会員意識の向上及び研修
- (4) 会員相互の親睦のための企画実施
- (5) 家族会及び親睦会の企画実施
- (6) 各界有識者との懇談会、講演会等の開催
- (7) 芸術文化による教育の涵養
- (8) 指導者育成を目的とした諸活動
- (9) 企業向上のための諸活動
- (10) 経営者開発のための諸活動
- (11) 活力ある地域向上のための諸活動
- (12) 両磐圏域の各種団体との交流推進活動
- (13) 対外 J C との積極的な交流推進活動
- (14) その他

<政策系>

- (1) 社会開発計画推進のための調査活動
- (2) 交通問題研究活動
- (3) 健全なる青少年育成を目的とする一切の調査、研究活動

- (4) 教育に関する調査、研究活動
- (5) 地域経済発展のための調査、研究活動
- (6) その他

(褒賞に関する事項)

第6条 本会議所は、地区内におけるJC運動の推進昂揚を計るため、次の事項に該当する委員会及び個人を理事会において審議し、褒賞を行うことができる。

- (1) 本会議所の拡大発展に著しく功績があった者
- (2) 本会議所の事業活動に顕著な功績のあった者
- (3) その他功績顕著な者

附 則

本規程は、昭和49年3月23日より施行する。

附 則

本規程は、昭和54年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、昭和58年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成2年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成3年1月13日より施行する。

附 則

本規程は、平成6年8月24日より施行する。